

ストーリーの構成文化財一覧表

番号	ふりがな 文化財の名称 (※1)	指定等の状況 (※2)	ストーリーの中の位置づけ (※3)	文化財の 所在地 (※4)
1	益子古窯跡群 (西山・本沼窯跡群、原・ 境窯跡群、 栗生窯跡群)	町史跡 未指定 (史跡)	8世紀から10世紀にかけて、13基の 窯跡(1基は瓦窯跡他は須恵器窯跡) がある。尾根筋から3群に分かれる。	栃木県 益子町
2	地蔵院本堂	国重文 (建造物)	永正年間(1504~1521)に宇都宮家3 代朝綱建立の菩提寺尾羽寺の阿弥陀 堂として建てられた。柿葺き型銅板 葺き。	栃木県 益子町
3	宇都宮家の墓所	県史跡	宇都宮朝綱が整備した尾羽寺に残る 宇都宮家累代の墓。改易後も当主が祀 られ続け、初代から33代までが眠る。	栃木県 益子町
4	綱神社 (摂社大倉神社含む)	国重文 (建造物)	宇都宮家菩提寺尾羽寺の土地に建て られた神社。宇都宮朝綱が配流先の土 佐の一の宮・加茂神社を勧請して、建 久5年(1194)建立。	栃木県 益子町
5	西明寺 (三重塔、楼門、 本堂内厨子)	国重文 (建造物)	天平9年(737)創建と伝わる古刹。 宇都宮氏家臣益子氏の建立の三重塔、 楼門、本堂内厨子があり、境内には陶 祖大塚啓三郎の碑がある。	栃木県 益子町
6	円通寺表門	国重文 (建造物)	唐様四脚門様式。応永9年(1402)建 立。円通寺は宇都宮氏、益子氏が 大旦那となり浄土宗名越派本山として栄 えた。	栃木県 益子町
7	楞嚴寺 (山門、木造千手観音 立像)	国重文 (建造物) 国重文 (彫刻)	宇都宮氏一族である初代領主、笠間時 朝に始まる笠間氏の菩提寺。臨濟宗妙 心寺派の寺院。時朝の刻銘がある、木 造千手観音立像が納められている。山 門は禅宗様式の四脚門、切妻造りの茅 葺屋根で簡素であるが、室町時代中期 に建立された優れた山門である。	茨城県 笠間市
8	笠間氏累代の墓地	市史跡	笠間氏は鎌倉時代から約380年にわたり 笠間を領し、18代続いた。大小さま ざまな五輪塔18基はその領主たちの 墓石と考えられ、正面中央にある欠損 部分を持つ宝篋印塔が初代、笠間時 朝のものとされる。	茨城県 笠間市

9	さんじょじんじや 三所神社	未指定 (建造物)	建保3年(1215)に笠間時朝により、宇都宮の二荒山大明神 <small>ふたあらいやま</small> の分霊を祀り、笠間城の鎮守にしようとして創建された笠間の総鎮守社。	茨城県 笠間市
10	もくぞうみろくぶつりゆうぞう 木造弥勒仏立像	国重文 (彫刻)	宝治元年(1247)製作、木造漆箔玉眼入りで二重円光の光背を持つ。中国宋朝様式と鎌倉彫刻様式が確立された時代の一典型を示す作品。像内墨書銘により笠間時朝発願による作品であることが分かる。	茨城県 笠間市
11	もくぞうやくしにょらいりゆうぞう 木造薬師如来立像	国重文 (彫刻)	建長5年(1253)製作、木造漆箔玉眼入りで舟形光背をもつ。背面下方に刻銘があり、笠間時朝の発願により製作されたものであることが分かる。	茨城県 笠間市
12	とうほんいつさいきょう 唐本一切経	県有形	紹興2年(1132)、唐(現在の中国)で書かれた5,000巻を超える一切経の内4巻。建長7年(1255)に笠間時朝が鹿島神社に奉納した。市内では笠間稲荷神社に3巻、西念寺に1巻所蔵されている。	茨城県 笠間市
13	いなだじんじや 稲田神社	未指定 (建造物)	律令制以前に常陸国西部を治めたとされる新治国造が奉斎した神社とされる。鎌倉時代初期、笠間時朝は藤原光俊・泰綱らを招いて奉納歌会を催した。	茨城県 笠間市
14	くのとうえん 久野陶園	未指定 (建造物)	安永年間(1772~80)に久野半右衛門が創業した窯元。後に笠間藩主・牧野貞直 <small>まきのさだなお</small> によって仕法窯に指定される。笠間焼発祥の地であり、益子焼の陶祖、大塚啓三郎が陶芸を学んだ。	茨城県 笠間市
15	かさまやきはっしょう 笠間焼発祥に係わる 登窯	市有形	安永年間(1772~80)に久野半右衛門が近江国信楽から来た陶工・長右衛門の助言と指導を受けて築いた登り窯。	茨城県 笠間市
16	ほうだいじんざんもん 鳳台院山門	市有形	益子焼の陶祖、大塚啓三郎が寺子屋教育を受けた寺院。世界最大級の達磨大師像がある曹洞宗寺。総檜材の四脚門で、親柱は円柱で柱の内側には板扉がある。屋根は茅葺き切妻造りである。柱や頭貫までの浮彫りは見事である。	茨城県 笠間市
17	なまこゆうながしがけちやつぽ 海鼠釉流掛茶壺 (笠間焼初期作品)	未指定 (工芸品)	藁灰釉のうち、失透の青味を帯びた白濁釉を海鼠釉 <small>なまこ</small> という。江戸末期の作品。茨城県陶芸美術館蔵。	茨城県 笠間市

18	黒釉捏鉢 (笠間焼初期作品)	未指定 (工芸品)	内側に流掛の見られる捏鉢。縁に貼付の模様をあしらい、江戸時代の職人のものづくりへの高い意欲が感じられる。製陶ふくだ所蔵。	茨城県 笠間市
19	根古屋窯 (旧益子陶器伝習所)	未指定 (建造物)	益子の窯業発展に尽力した大塚啓三郎が開業した窯元。初代陶器伝習所の建物の一部が残る。	栃木県 益子町
20	陶祖顕彰碑	未指定 (古碑)	益子の窯業発展に尽力した陶祖大塚啓三郎の功績を後世に伝えようと明治12年(1879)に地元陶工たちが建てた。碑文は元笠間藩士、加藤桜老の撰による。	栃木県 益子町
21	岩下製陶(太平窯)登窯	町有形	民藝運動が広がる以前の明治末期～大正初期創業の窯元の登り窯。関東以北で最大。	栃木県 益子町
22	山水土瓶 (益子焼初期作品)	未指定 (工芸品)	民藝運動が広がる以前の江戸末期～昭和初期頃の益子焼。絵師の皆川マスの作品は民藝運動とともに注目された。	栃木県 益子町
23	汽車土瓶 (益子焼初期作品)	未指定 (工芸品)	益子焼が東日本に広まったことを示す代表的な焼き物。東日本を中心に33駅で、駅弁の普及とともに広まった。駅名と販売店名が記されている。	栃木県 益子町
24	芦沼石採掘場と 益子の柿釉	未指定 (文化的景観)	柿釉の原料である芦沼石(凝灰岩の一種)の採掘場。芦沼石はもともと建材として使われていたが、菊池窯で釉薬に使えることが分かると、釉薬としての利用を伸ばした。芦沼石は単独で柿釉を作れ、柿釉に木灰を混ぜれば黒釉も作れるため、益子焼には欠かせない釉薬の原料となった。	栃木県 益子町
25	笠間城跡 (笠間城櫓・城門)	県有形 市有形	佐白山周辺に築かれた山城跡。承久元年(1219)に笠間時朝が築城し、戦国末期まで18代にわたり笠間を治めた。江戸時代、笠間藩主・牧野貞直のときに久野陶園等を御用窯とし、歴代藩主は笠間焼の産業振興に努めた。	茨城県 笠間市
26	濱田庄司作品	町有形	民藝運動の中心的人物であり、益子焼に変化をもたらせた濱田庄司の作品。	栃木県 益子町
27	島岡達三作品	町有形	濱田庄司を師とし、重要無形文化財「縄文象嵌」保持者に認定された島岡達三の作品。	栃木県 益子町

28	ましこさんこうかんうえんだい きいくぼ 益子参考館上台・細工場	県有形 町有形	濱田庄司が住み、作陶した建物を利用した民藝館。蒐集した世界各国の民藝品や濱田と交流のあった人物の作品が展示されている。 上台には民藝の趣向をこらした意匠が施され、濱田庄司が益子の職人に作らせた階段筆筒などの調度品の数々が置かれており、民藝のすがすがしさを体感できる。	栃木県 益子町
29	ましこさんこうかんのぼりがま 益子参考館登り窯	町有形	益子参考館内に建てられた登り窯 2 基。1 基は濱田が愛した釉薬の一種、塩釉専用の窯。また、もう 1 基は東日本大震災で崩れたが、平成 27 年に復活し、以後 3 年に 1 度、窯焚きイベントを開催し、笠間と益子の陶芸家の絆を深めている。	栃木県 益子町
30	きゅうはまだしやうじていおもや 旧濱田庄司邸母屋	町有形	濱田がすこやかな生活をおくるために農家の母屋を移築した母屋兼作業場の建物。現在は、陶芸メッセに移築されている。	栃木県 益子町
31	ひげたあいぞめこうぼう 日下田藍染工房	県有形 町有形 県無形	江戸時代から続く紺屋。民藝運動に共感し、民藝調の藍染めをはじめとする草木染作品を現在も作り続けている。	栃木県 益子町
32	いばらきけんりつかさまとうげいだいがっこう 茨城県立笠間陶芸大学校 (旧茨城県窯業 指導所)	未指定 (建造物)	戦後の笠間焼衰退期に設立された茨城県窯業指導所を組織変更した施設。現代陶芸をリードする陶芸家、手作りを基本に日用陶磁器を生産する陶工を養成する人材育成機関である。	茨城県 笠間市
33	まついこうせい 松井康成作品	未指定 (工芸品)	重要無形文化財「練上手」保持者に認定された松井康成の作品。伝統技術を基盤にした創造性豊かな陶芸の在り方を示して、後進の作家に大きな影響を与えた。	茨城県 笠間市
34	しゅんぷうばんりそう 春風萬里荘	未指定 (建造物)	笠間芸術の村を代表する施設。万能の異才、北大路魯山人の北鎌倉にあった旧宅を昭和 40 年 (1965) に移築した。江戸時代中期に建てられた茅葺き入母屋造りの古民家。	茨城県 笠間市

35	かきまいなりじんじやほんでん 笠間稲荷神社本殿	国重文 (建造物)	白雉年間(650~661)創建とされ、殖産興業の神として篤く崇敬された神社。江戸時代、笠間藩主牧野家は土地や祭器具等を寄進し、篤く信仰した。本瓦型銅板葺きの総檜造りの本殿には、名匠による彫刻が施されている。	茨城県 笠間市
----	----------------------------	--------------	---	------------

(※1) 文化財の名称には振り仮名を付けること。

(※2) 指定・未指定の別、文化財の分類を記載すること(例:国史跡、国重文(工芸品)、県史跡、県有形、市無形、市史跡、未指定(建造物)、等)。なお、**未指定であっても文化財保護の体系に基づいた分類を記載**すること。

(※3) 各構成文化財について、ストーリーとの関連を簡潔に記載すること(単に文化財の説明にならないように注意すること)。

(※4) ストーリーのタイプがシリアル型の場合のみ、市町村名を記載すること(複数の都道府県にまたがる場合は都道府県名もあわせて記載すること)。